

船員法等関係法令違反船舶所有者(令和7年度第1／四半期(令和7年4月～6月分))

公表年月日	船名	船種 又は 業種	船舶所有者名 (法人にあつては 代表者名) 法人番号	所在地	処分を行った日 又は公表ポイント となった日	行政処分を行った主 な理由	行政処分内容等 (条項等)	備考 (所管局)
令和7年8月18日	第二東新丸	貨物船	株式会社トウエイ (法人番号:9360001008989)	沖縄県 浦添市	令和7年5月12日	船員の雇入契約書の 記載事項を適切に記 載していない、船員 の雇入契約書の写し を船内に備え置いて いない等の違反事実 を確認したため。	戒告 (船員法第36条第2 項、第36条第3項 等)	沖縄総合 事務局

※公表理由:船員法等の違反に対する累積ポイントが120ポイント以上となったため。

※公表内容に関する問い合わせ先(管轄局)

沖縄総合事務局運輸部 運航労務監理官

電話098-866-0031